尾張旭市選挙管理委員会(令和3年第2回)会議録

1 開催日時

令和3年6月1日(火)

開会 午前10時

閉会 午前10時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 302会議室

3 出席委員

委員長 赤尾勝男

委 員 森賀則、堤美昭、加藤隆広

4 欠席委員

0名

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 三浦一輝、書記 森重雄太

7 議題

第5号議案 選挙人名簿の登録について

第6号議案 選挙人名簿の登録の抹消について

第7号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について

第8条議案 尾張旭市公職選挙管理規程等の一部改正について

8 会議の要旨

書記長

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第2回選挙管 理委員会を開催いたします。

本日の議案は、6月の定時登録の2議案と尾張旭市公職選挙管理規程等の一部改正についての2議案の計4議案でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員長お願いします。

委員長 改めましておはようございます。 (委員長あいさつ) それではまず、次第の2「会議録について」でございます。 前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。 (なし) 委員 委員長 それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名した いと思います。 それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。 6月の定時登録に関する第5号議案「選挙人名簿の登録につ いて」、第6号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でご ざいますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお 願いします。 それでは第5号議案、第6号議案につきましては、それぞれ 事務局 関連がございますので、あわせてご説明いたします。 はじめに、第5号議案「選挙人名簿の登録について」でござ います。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを 同日に登録しなければならないとされており、本日は6月の定 時登録を行おうとするものでございます。 それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録 は、令和3年6月1日を登録基準日、6月1日を登録日としま

して、令和3年3月1日の定時登録以降の該当者について行う

ものでございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成15年3月3日から平成15年6月2日までの出生者、住所要件が、令和2年12月2日から令和3年3月1日の転入者ということになります。

次に第6号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法 第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者につい て、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿 から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和3年3月1日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和3年3月1日から令和3年5月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和2年11月1日から令和3年1月31日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています(表を説明)。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

第5号議案及び第6号議案の説明については以上でございます。

それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお回しし

	ますので、確認をお願いします。
委員長	では、第5号議案及び第6号議案について、何かご質問等は
	ございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。
	第5号議案及び第6号議案に賛成の方は挙手をお願いしま
	す。
委員	全員挙手(原案可決)
安貝	上貝学于 (原采可依)
委員長	第5号議案及び第6号議案は可決されました。
女员以	続きまして、第7号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部
	改正について」、第8号議案「尾張旭市公職選挙管理規程等の
	一部改正について」でございますが、こちらも関連があります
	ので一括して事務局より説明お願いします。
事務局	それでは、まず第7号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一
	部改正について」からご説明します。
	今回の一部改正の理由ですが、背景には、昨今の地方議会議
	員のなり手不足に関し、議員構成において性別や年齢構成の面

で多様性を欠いていることが課題となっており、プライバシー等の観点からも立候補に支障をきたす恐れもあることから、国 政選挙の立候補の届出の告示事項等の見直しがなされ、市の選 挙においても国政選挙の取扱いと同様とすることが適当であ ることから、所要の整備を図るための改正となります。

具体的には、立候補者の届出様式の生年月日と性別欄を削除 し、ウェブサイト等のアドレスを記載する欄を追加しておりま す。なお、本籍については、都道府県まで、住所については町 字までを告示事項とします。

続きまして、第8号議案「尾張旭市公職選挙管理規程等の一部改正について」でございますが、こちらは事務の簡素化を図るため、押印の廃止することに伴う改正となります。

押印廃止については、市全体で進めており、基本方針として、 法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わないものについ ては、原則廃止しようとするものです。

対象となる例規は尾張旭市公職選挙管理規程、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の4つです。

具体的な改正内容は、押印に関する条文を記名等に修正する ほか、各様式の印の記載を削るものとなります。なお、これら は申請者から提出されるものに限り、委員会から発行する文書 は対象外となります。

説明は以上です。

委員長	では、第7号議案及び第8号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第7号議案及び第8号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員举手(原案可決)
委員長	第7号議案及び第8号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他という ことで事務局から何かありますか。
事務局	報告事項

	令和3年9月1日(水) 午前10時から 201会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。